

# 板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和2年12月8日（火）午前10時15分開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
  - (1) 議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (2) 議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (3) 議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (4) 議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
4. 閉 会

---

○出席委員（12名）

森 田 義 昭	委員長	小 野 田 富 康	副委員長
亀 井 伝 吉	委員	本 間 清	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	今 村 好 市	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	延 山 宗 一	委員

○欠席委員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗	原		実	町	長	
中	里	重	義	副	町長	
落	合		均	総	務課長	
根	岸	光	男	企	画財政課長	
丸	山	英	幸	税	務課長	
峯	崎		浩	住	民環境課長	
橋	本	宏	海	福	祉課長	
小	野	寺	雅	健	康介護課長	
伊	藤	良	昭	産	業振興課長	
高	瀬	利	之	都	市建設課長	
多	田		孝	会	計管理 会 計 課	者兼 課長
佐	山	秀	喜	教	育委員 事 務	会 局 長
伊	藤	良	昭	農	業委員 事 務	会 局 長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事	務局長
小	野	田	裕	庶	務議事係長
伊	藤	泰	年	行	政庶務係長兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前10時15分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 それでは、ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

---

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 開会に当たりまして、森田委員長より挨拶をお願いいたします。

○森田義昭委員長 こんにちは。今日は若干体調を崩しておりまして、せきが出ますが、もう1週間たつてコロナの影響なしとお墨つきをいただきましたので、今日出席させていただきました。

先ほどの本会議において本委員会へ付託されました補正予算関係4議案について審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小林桂樹事務局長 続きまして、審査事項に移りたいと思います。

ここからは森田委員長の進行にてお願いいたします。

---

○議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について

議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

○森田義昭委員長 それでは、本委員会に付託されました議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

根岸企画財政課長。

○根岸光男企画財政課長 それでは、議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算(第6号)についてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,380万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億54万2,000円とするものであります。

2ページ、3ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正6件であります。板倉町役場庁舎特定建築物環境衛生管理業務委託料80万円、一般廃棄物収集運搬業務委託料3,900万円、資源物収集運搬業務委託料3,800万円、総合老人福祉センター管理運営委託料7,200万円、地域活動支援センター管理運営委託料8,100万円、障害者デイサービスセンター管理運営委託料3,800万円、合計2億6,880万円を追加するものであります。令和3年4月1日から委託できるよう事前に契約をしなければならないため、債務負担行為を計上するものであります。

5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正であります。公共施設等適正管理推進事業債(旧庁舎解体撤去事業)の限度額の変更であります。旧庁舎解体で、金額につきましては1億800万円から4,050万円

に変更ということであります。旧庁舎解体撤去につきましては、事業費が固まり、予算額との乖離が大きい  
ため、減額補正を行うことに伴い、起債額も減額するものであります。

次に、6ページ、7ページにつきましては、事項別の明細書で2ページ、3ページと同様の内容でありま  
すので、省略をさせていただきます。

8ページを御覧ください。歳入の詳細になります。1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、説明の  
欄ですが、固定資産税現年度課税分、償却資産5,000万円の追加であります。これにつきましては町内進出  
企業の設備投資増に伴う増加であります。

次に、10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、地方特例交付金として317万円  
の追加です。これについては、国から交付額が決定したことによる追加となります。

次に、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税です。金額で1億7,182万6,000円の追加とな  
ります。普通交付税の交付額確定による追加となります。

次に、14款使用料及び手数料、1項使用料、3目商工使用料、揚舟乗船料80万円の減額です。新型コロナ  
ウイルス対策として事業未実施のための減額となります。

9ページをお願いします。14款使用料及び手数料、第1項使用料、5目教育使用料、プールの使用料1万  
6,000円の減額です。これについてもコロナ対策として事業を未実施のための減額となります。

次に、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、国民健康保険基盤安定負担金41万1,000円  
の減額です。国庫負担金の対象者減による減額であります。

次に、同じく15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金です。新型コロナウイルス感染症  
対策緊急包括支援事業補助金（介護事業）14万8,000円の追加です。これは新たに補助金が創設されたた  
めの追加となります。

次のページをお願いいたします。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金です。国民健康保険  
基盤安定負担金417万4,000円の追加、後期高齢者医療保険基盤安定負担金8万円の減額です。県負担金対象  
者の変動に伴う追加と減額になります。

同じく県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節で高齢者福祉費補助金、認知症地域支援推進  
員研修費補助金2万8,000円の減額、老人クラブ活動補助金15万3,000円の減額です。新型コロナウイルス対  
策として事業未実施のための減額となります。

次に、3節障害者福祉費補助金、難聴者補聴器購入支援事業補助金6,000円の追加であります。購入補助  
額が増加したことに伴う追加となります。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目後期高齢者医療特別会計繰入金、説明欄ですが、後期高齢者医療  
特別会計繰入金132万8,000円の追加です。後期高齢者医療特別会計の補正に伴う追加となります。

11ページをお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金です。金額が2億  
3,392万2,000円の減額であります。減額の要因としましては、町税や普通交付税の増額補正により、財政調  
整基金からの繰入れを減額するものであります。

次に、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金です。前年度繰越金として2億9,300万円の追加であります。  
前年度剰余金の2分の1以上を積み立てるための計上であります。

21款諸収入、5項雑入、3目雑入であります。後期高齢者療養給付費負担金返還金です。1,306万5,000円

の追加であります。前年度負担金額の確定に伴う返還金額の追加となります。

次、12ページをお願いいたします。22款町債、1項町債、1目総務債、公共施設等適正管理推進事業債（旧庁舎解体撤去事業）です。6,750万円の減額です。旧庁舎解体撤去費の減額に伴い、地方債借入額の減額となります。

次に、13ページを御覧ください。歳出の詳細になります。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、旧庁舎解体撤去事業です。旧庁舎解体撤去工事費7,500万円の減額です。事業費額がほぼ確定したことにより減額であります。

次に、6目企画費、説明欄でありますけれども、東洋大学との連携事業、地域連携サイエンスカフェ負担金10万円の減額。次に、行政懇談会事業14万円の減額であります。両事業ともに新型コロナウイルス対策として事業未実施のための減額となります。

15目環境保全費、河川・湖沼水質検査事業、水質検査委託料5万7,000円の追加です。工場排水の検査回数を増やすための追加であります。

次に、15目基金費、基金管理、財政調整基金元金積立金2億9,300万円の追加であります。地方財政法に基づき前年度実質収支額の2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるものであります。

次に、14ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。地域福祉活動推進事業、いたくら福祉まつり負担金35万円の減額です。コロナ対策として事業未実施のための減額であります。

国民健康保険特別会計繰出金457万6,000円の追加です。国保特別会計の補正に係る増額であります。

次に、2目高齢者福祉費、一般経費として認知症地域支援推進員研修負担金3万8,000円の減額です。コロナ対策として事業未実施のための減額です。

次に、社会参加促進・生きがい活動推進事業、老人クラブ連合会の補助金であります。23万円の減額であります。同じくコロナ対策として事業未実施ということでの減額であります。

次に、在宅福祉推進事業、緊急通報装置使用料1万2,000円の追加です。設置希望者増加のための追加であります。

次に、介護保険特別会計繰出金102万5,000円の追加です。介護保険特別会計の補正に係る増額であります。

次に、3目障害者福祉費、障害児（者）自立支援事業、更生医療給付、前年度自立支援厚生医療国庫負担金返還金179万6,000円の追加、同じく県費の返還金89万8,000円の追加であります。前年度負担金の確定に伴う負担金が発生したための増額となります。

次、15ページをお願いいたします。引き続き3目の障害者福祉費です。育成医療費給付、前年度自立支援育成医療国庫負担金返還金1万7,000円の追加、同じく県費返還金9,000円の追加です。

次に、療養介護医療費給付、前年度療養介護医療国庫負担金返還金56万7,000円の追加、同じく県費返還金28万4,000円の追加です。前年度負担金の確定に伴う返還金が発生したための増額であります。

次に、在宅障害児（者）福祉推進事業、難聴児補聴器購入支援事業補助金1万2,000円の追加です。補助対象拡大に伴う追加であります。

次に、障害介護給付費、自立支援給付審査支払等システム改修費55万円の追加、前年度自立支援給付費国庫負担金返還金613万9,000円の追加、同じく県費返還金307万円の追加です。前年度負担金の確定等に伴う

返還金が発生したための増額であります。

障害児給付費、前年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金94万4,000円の追加、同じく県費の返還金47万2,000円の追加です。前年度負担金の確定に伴う返還金が発生したための増額であります。

次に、5日後期高齢者医療費、後期高齢者医療事業、後期高齢者医療特別会計事務費等繰出金52万8,000円の追加、後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）10万8,000円の減額です。後期高齢者特別会計の補正に係る増減であります。

次に、16ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、養育医療費支給事業、前年度養育医療費国庫負担金返還金6万6,000円の追加、同じく県費返還金2万5,000円の追加です。前年度負担金の確定に伴う返還金が発生したための増額であります。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、板倉まつり運営補助事業で運営費補助金450万円の減額であります。新型コロナウイルス対策として事業未実施のための減額となります。

4目観光費、揚舟運航事業47万8,000円の減額、同じく揚舟運航事業、会計年度任用職員経費228万円の減額、ともに新型コロナウイルス対策として事業未実施のための減額であります。

17ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、教育委員会の運営で2万8,000円の減額であります。新型コロナウイルス対策として研修等の事業未実施のための減額となります。

次に、2目事務局費、これにつきましても各種教育機関等の負担金8万7,000円の減額、コロナ対策として事業未実施のための減額であります。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、小学校運営関係で53万7,000円の減額であります。新型コロナウイルス関係で事業未実施のための減額となります。

18ページをお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費です。中学校運営関係で16万円の減額です。これにつきましてもコロナ対策として事業未実施のための減額であります。

次に、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、スポーツ教室事業で4万円の減額、スポーツイベント開催事業で11万5,000円の減額であります。新型コロナウイルス対策として事業未実施のための減額であります。

19ページをお願いいたします。同じく1目保健体育総務費で、指導者の育成・確保事業37万円の減額です。これにつきましてもコロナ対策として事業未実施のための減額であります。

次に、2目保健体育施設費、社会体育施設管理事業13万9,000円の減額です。

次に、社会体育施設管理事業、会計年度任用職員経費54万円の減額であります。これについてもコロナ対策として海洋センタープール事業未実施のための減額となります。

20ページをお願いいたします。14款予備費、1項予備費、1目予備費、予備費として500万円の追加であります。今年度の予備費につきましても、新型コロナウイルス対策として例年より多くの費用を予備費充用で対応しております。現状1,500万円の予算額に対しまして、約1,200万円を支出しております。例年、年度末に向けて急遽対応する事業が発生することがありますので、コロナ対応も考慮いたしまして増額補正をしたものであります。

次に、21ページをお願いいたします。地方債の現在高の見込みに関する調書であります。先ほど説明した第3表の地方債補正の金額を整理したものでありますので、省略をさせていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、採択いただきますようよろしくお願いいたします。  
以上であります。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村委員。

○今村好市委員 8ページの地方交付税なのですが、既定額よりは補正額が、今回、既定額の約15%ぐらいということで、かなり高額な補正が上がってきているのですが、もらえることはいいことなのでしょうけれども、これ最終確定なのかどうかというのを1点伺いたいと思います。

それと、当初予算と決算見込額を考えると、乖離額が結構でかいのかなというふうな感じがいたします。今まで徴税についても乖離額が非常に予算と決算大きかったものですから要望しておったのですが、その乖離額についてはかなり改善をされているなというふうに思うのですが、この地方交付税については国と町村との関係でありまして、一定の算出基準、人口だとか、道路延長だとか、児童数とか様々な算出基準がありまして、それと地方財政計画、これが毎年出されるわけですから、かなり精度の高い収入見込みができるのかなというふうに感じているのですが、今回、かなりの額が確定額で補正ということなのでしょうけれども、何かコロナ関係で交付税、大幅に地方に交付するという国の方針が出たのかどうか、その辺も含めてお願いをいたします。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

○根岸光男企画財政課長 まず、1点目でありますけれども、この普通交付税の額、これについては確定であります。

2点目の当初予算との乖離が大きいということではありますが、昨年の当初予算、昨年度の地方交付税につきましても当初予算と確定の額、昨年度が4,700万円程度ありました。今年度が1億7,000万円ということがあります。この普通交付税の算定につきましては、当初の予算では厳しめに見ているという現状はあります。また、増額した要因といたしますと、国の交付税の総額が全体額が増えたということがありますので、その辺で増えたということでもあります。直接コロナとの関係というのがちょっと分かりませんが、そのような要因があったと思います。当初の査定は厳しめに見て、国の総額が上がったということでもあります。

以上です。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 毎年、通常であれば四、五千万円かなという感じはしているのですが、これは地方財政計画上の地方交付税の算定方法といたしまして、地方交付する基準みたいなものが、国は途中で上げたのですか。最初の地方財政計画と国の補正額で地方交付税の全体額というのが上がってきたので、その配分が増えたということなのですか。算出基準、算出根拠については、全く変わっていないというふうな状況なのですか。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

○根岸光男企画財政課長 算出基準については、基本的には変わりはないと思いますが、ただコロナ関係、これがはっきり分かりませんので、ちょっとお時間をいただいて、今その辺がどんなふうに関係しているのかは確認をさせてから、もう一度答弁させていただきたいと思います。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。

荒井委員。

○荒井英世委員 13ページ、環境保全費、水質検査委託料ですけれども、5万7,000円の追加ということですけれども、先ほどの説明の中で工場排水の検査と説明があったのですけれども、この時点で例えば工場に関する排水ですか、その検査をするということは、ある工場の排水に何か問題があったのか、住民から苦情が出たのか、ちょっとその辺を説明してください。

○森田義昭委員長 峯崎住民環境課長。

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまのご質問でございますが、こちらの関係につきましてはニュータウンの産業団地内に進出しております企業のうち、いずみの池のほうに排水のほうが流れておりますイートアンドと東基、この2社の排水について排水の調査回数を増やしまして、毎月調査のほうを行っているというようなことで、毎月行うというような予定で補正のほうを上げたというものでございます。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 というと、従来の計画の中でやっている事業なのですか。

○森田義昭委員長 峯崎住民環境課長。

○峯崎 浩住民環境課長 従来、年に数回決めて検査のほう行っているのですが、この検査の回数を毎月行うというような形で補正のほうを計上したものでございます。

「どこからか苦情があったのか、要請があったのかということに対してちゃんと答えなくては」と言う人あり]

○森田義昭委員長 峯崎住民環境課長。

○峯崎 浩住民環境課長 この関係につきましては、いずみの池の水質の関係で地域の住民の方から、これまで水質の浄化等についての意見のほうがありました。その関係で、こちらの水質の調査をよりきめ細かく行うというようなことを目的で、毎月排水のほうの調査を行うということで、今回、追加の補正のほうを計上しているものでございます。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、付近住民から要望があったわけですね。毎月実施しているわけですが、そうすると今年度も何回かやっているわけですね。現時点でどういった状況なのですか。

○森田義昭委員長 峯崎住民環境課長。

○峯崎 浩住民環境課長 現時点では、水質の基準値と言われているものの基準値内で水質の結果のほうは出ているというところでございます。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、水質基準的にはクリアしているということなのですか。

○森田義昭委員長 峯崎住民環境課長。

○峯崎 浩住民環境課長 結果的には、そういう結果で報告書のほうが上がっているところでございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。



市川委員。

○市川初江委員 よろしくお願ひします。15ページ、3款の民生費の中から説明欄の大きな丸印の一番上の在宅障害児（者）福祉推進事業の中の補聴器の購入の支援事業なのですが、これは1万2,000円追加ということでございますので、申込者が増えたのかなと思うのですが、現在、板倉町では補聴器の購入の申請をしている人は何人ぐらいいるのが1点。

それと、1人どのぐらいの金額の補助をしているのか、教えていただければと思います。

○森田義昭委員長 橋本福祉課長。

○橋本宏海福祉課長 ただいまのご質問なのですが、例年、補聴器の要望、おおむね1名程度ということと予測して予算のほうを計上しているのですが、先ほど企画財政課長のほうの説明からあったと思うのですが、歳入の部分で要件が緩和されたことでの今回、追加の歳入を見て、歳出も追加しているわけなのですが、今までが片耳だけが対象というような形だったので、今回、規制緩和で両耳が医者の判断で認められるようになりまして、今回の対象者が両耳が必要とされる方だったので、片耳の申請を予定していたのですが、追加で両耳の補聴器をとということでの対応でございます。

〔「1名」と言う人あり〕

○橋本宏海福祉課長 はい、1名です。全体の事業費ですと、両耳対応で今回、補正を含めまして補助金として約10万円程度の補助金を予定しているような状況でございます。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 そうすると、1台5万円ということになる……

○橋本宏海福祉課長 今回のものは5万円ということで、補聴器も耳にかけるタイプだとか、中に入れるものとかいろいろなタイプがありまして、医者の診断に基づきまして一番適切なものをするということで、それによって多少値段の上下はあるようには聞いております。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 それで、1人が2人というけれども、大分少ない申請なのですが、皆さんがこういう制度があるというのを知っているのでしょうか、1名、2名ぐらいですと。もっとたくさんいるような気がするのですが。

○森田義昭委員長 橋本福祉課長。

○橋本宏海福祉課長 要するに障害者としての認定されている方ということで、そういったところにいるわけなのですが、要するに一般のご老人が補聴器が必要だからということでの補助制度ではございません。

○市川初江委員 分かりました。そういう意味でしかしていないということですね。

○橋本宏海福祉課長 はい。

○市川初江委員 では、町では、漏れなくきちんと障害者のそういう方には、補聴器がちゃんと補助金としてお渡しできている状態なのですね。

○森田義昭委員長 橋本福祉課長。

○橋本宏海福祉課長 そのとおりです。今回がまさにそのケースです。制度緩和に基づきまして今まで1つしか認められなかったものが、補正を組むことで対応できればということで、補正のほうをお願いし

ている状況で、その利用者の不利益にならないようにということで常に相談を受けた部分については対応するようにということでは進めております。

○市川初江委員 分かりました。ありがとうございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 13ページ、お願いします。財産管理費で旧庁舎解体撤去事業、撤去工事費のほうで7,500万円の減額とあるわけですが、これ工事自体もあれの状態で完了という状態でいいのかということと、要するに見積り、入札をかけたの予算化の下で7,500万円という、私としては大きく感じるのですけれども、減額が起こった要因について何かつかんでいればご報告いただければと思います。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

○根岸光男企画財政課長 まず1点目、事業完了ということではありますが、工事自体については完了しております。一部地権者へお返しするために、工事後、草が生えた部分がありますので、その辺を整理をしてお返しをするということでのちょっとした作業がありますが、ほぼ工事は終了ということでもあります。

それから、減額の大きな要因につきましては、入札による入札額が低めで落ちたということが大きな要因であります。まず、全体の工事費でありますけれども、当初予算では1億2,000万円を計上したところでもありますけれども、結果としまして工事費が3,900万円で済んだということでもあります。一番大きなところで旧庁舎の解体、1工区とこちらでは区分をしておりますが、旧庁舎の解体と第三駐車場の解体等でありますけれども、これが設計額が約8,000万円に対しまして、契約額は3,100万円ということで、落札率38%ということが一番の大きな要因であります。

また、そうですね、実際にお返りする第二庁舎につきましては、お返する際に、相手方、お借りしている方から、そのままいいということもありましたので、その辺での節約が図れたものと思います。そのようなことで減額をしたという要因であります。

以上です。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 一応入札設定額と実際の入札額にもととの差があったのだという説明のように聞こえますが、そのもともとの設定額の算出に関して、今回、入札した業者が、自分たちの予想を下回っての入札したという結果で終わっているのか、あるいは設定額の設定の仕方について何か問題があったのかという、その部分の反省についてはこれからですか、何か考えていらっしゃいますか。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

○根岸光男企画財政課長 これは反省ということではありませんけれども、設定というか設計です。設計につきましては、業者さんに委託して適正に設計をしておると。特に解体関係はこのようなことがあるわけですが、なかなか設計のほうも難しいところがあります。そういうことで、設計はきちんと業者さんが見積りをして、結果的に落札業者が低い額で入れたとしか言いようがないのかなと思います。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今後も幾つか解体計画があるかと思うのです。これからの話の持っていきようですね。

ども、そうした場合に、よく今回の件も研究していただいて、設定金額のほうもあまり差が出ないというか、下がって出てくるので、そんなに問題がないとは思いますが、あまりにも乖離があるというのもちよっとおかしいかなと思いますので、その辺の手だてのほうをよろしく願いできればと思います。

以上です。

○森田義昭委員長 町長。

○栗原 実町長 今回の針ヶ谷委員の質問は、私も常に大局的に管理をしている立場として、設計があまりにこれいいかげん、何のための設計なのかというような面からも、その都度きつく、先ほど言ったような反省面はないかとか、特に先ほど課長のほうから言った中で、分からざるを得ないし、分からないなという表現が、解体工事に関して30%台とか、当方にすれば大きく予算をつけておいて、大きく余るのだからそれはいいことには違いないけれども、例えばやっぱり南保育園の解体のときもでしたし、あるいは西保育園の南にあった元の社協センター、これもそうでしたし、やっぱり大きく番狂わせみたいなの、それをいい意味で捉えるのか、設計が甘いのではないかと。設計に要する時間がどのくらいかかっているのか、それが結局台なしみたいなことではないかみたいなのところまできつく反省をしながら、今後に生かせということも申し伝えてありますので、でも多分、今後もその分野については起こり得るのかなと。

今、聞いた中で、業者に設計を見積もらせているという点について、担当課で設計をする場合もあるので。今回なんかもそういうことで業者に見積もらせているというところからすれば、何らかのそこらに反省する材料もあるのかなという感じはしますが、私の場合、当事者でもないし分からないというところはあるところですが、きつく、厳しく対応をするようにということで、常にそういった指導はしているところであります。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

先ほど来、課長も町長もおっしゃっていましたが、結局解体業者も乱立している部分があって、自分が仕事をもらうために低く入札をして、その分をどこで抑えるかということ、やはり廃棄の部分で抑えて、不法投棄につながっているという事例も他の地域でもあるのだと思うのです。やっぱり処分にかかるお金を減額して入札をかけてくると。自分の土地だと言っているけれども、捨てた場所は公共の場所だったりとか、山林の中だったりというので、見つければやはり問題になっている。何年かに一回問題になっている事例もあるかと思うのです。その辺がちょっと心配だったものですから、入札にかかっても少し慎重に調査したりとかという気の遣い方が必要になってくるのか。あまり低い入札ですと、そういうものもあるのかなと思いますので、町長おっしゃったようにこれからもよろしく願いしたいと思います。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 14ページになるのですが、高齢者福祉の関係で確認したいのですが、在宅の福祉推進事業の中で緊急通報装置の使用料ということで増額になっていますよね。ということは、高齢者ということで、現在コロナ禍、非常に高齢者にとしてみると、かかると生命に影響してくるというふうなことの意味での高齢者としての対応での増ということなのか、それとも年齢的に高齢になってきたからやっぱり必

要なのだなということでの設置ということになるのですか。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

○小野寺雅明健康介護課長 お世話になります。今回の緊急通報装置の使用料の増額につきましては、これ誠に申し訳なかったのですが、ちょっと1契約分の4月から12月分が抜けておりまして、そちらを追加ということで、特に今のところ台数等は足りていますので、今回はそういった理由の補正となります。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 では、今回のこの補正については、4月から12月の分が抜けていたということでの増額と。そうすると、例えば高齢者がやっぱり必要なのかなということで、コロナに関してのそういうふうな申込みというのは、今のところないということで理解してよろしいでしょうか。

○小野寺雅明健康介護課長 はい。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 16ページなのですけれども、金額は小さいのですけれども、揚舟運航事業の中の47万8,000円の中の下の事業が開催されていなかったからということなのですけれども、テントの購入費、これは減額になっているのですけれども、この辺はちょっとご説明いただければ。

○森田義昭委員長 伊藤産業振興課長。

○伊藤良昭産業振興課長 お答えいたします。

揚舟、今回、春、秋ともに実施を見合わせました。当初では揚舟の受付場所のテントがちょっとがたがたしているということで、そちらのテントを購入するという予定でございましたけれども、いずれも実施ができなかったということで、今回、減額をさせていただいたところです。来年度につきましては実施をする予定で、今、予算要求を上げておりますけれども、そちらのほうにテント購入という形で予算のほうを計上してまいりたいというふうに考えてございます。

○森田義昭委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 来年度の話もその次に聞こうと思ったら先に話してくれたのですけれども、だけれども悪くなるものではないから、別に減額しなくて買っておいでも、結果的には来年の3月に入る新年度の予算。ですから、悪くなるものなら半年後ではあれですけれども、別に減額しなくても、この件については買っておいでも、雨風吹かないところに置いておけばそんなに悪くならないと思うから、別に来年度の予算に計上しなくてもよかったのではないかなと思うのですけれども、先ほど課長が来年度予算にまた入れるという話ですから、計上したものをを使うものを使いながら、ですからやっぱりこういう悪くならないものというのは別に次年度にやる方法であれば、コロナだって来年、再来年続く可能性もあるけれども、可能性がないかもしれないのですけれども、こういう備品は買えるものは買ってやれば、何もあえてまた次年度の予算に計上しなくてもいいかなと思った中で今質問したのです。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

本間委員。

○本間 清委員 私も同じ16ページの観光費、一番下のほうの揚舟運航事業の会計年度任用職員の報酬ということで228万円、何回も説明がありましたように、コロナ禍で実施できなかったと。そうしますと、報酬ということは船頭さんの報酬ということになると思いますけれども、これが今年に限ったことでしたらまだしもと思うのですけれども、今、このコロナ禍、もしかしたら来年までもまだ感染が続いているという状況になっているかもしれません。もしかしたら来年の春あたりの揚舟の運航事業もできないかなと思います。

そうしますと、この船頭さんは、それほど今人数が多くない、なかなか確保するのが大変だと言っております。そういたしますと、来年度ももしできないとなったら、その船頭さんたちの緊張感といえましょうか継続感、これ少し弱くなってくるかなと考えます。そうしますと、国では、今、コロナ対策としましてそういった会社の従業員の方なんかには補助事業として休業補償ですか、こういった制度を利用することもできますけれども、これは国の事業としてはできないと思いますけれども、そういった先々のことを考えまして、船頭さんたちに町として何か支援することは、できることはないのかなと思うのですけれども、その辺のお考えというのはどうなのでしょう。

○森田義昭委員長 伊藤産業振興課長。

○伊藤良昭産業振興課長 お答えいたします。

揚舟の実施につきましては、船頭の確保というのが一番重要になってくるところでございまして、ここ数年、船頭の確保に非常に苦慮している状況でございます。本年度予定をいたしました船頭さんにつきましては5名、うち町内の船頭さんが2名ということで、3名の方が町外といいますか、県外になってございます。春の中止を決断したときも、当時、移動の自粛等もございまして、その辺が決定的ということで中止の判断をしたというところでもございまして、秋についてもやはりコロナ禍という形で実施を見合わせたところでございます。

来年の実施につきましては、非常に見極めをしなければいけないと思うのですが、船頭さん方の高齢化、それと5人の中のリーダー的な存在の方が町内にいらっしゃいますけれども、最近、ちょっと不安だというようなことの相談も受けてございます。まず、来年実施の際には、船頭さんがきちんと確保できた上で、コロナの状況を見極めて実施をしなければならないというふうを考えてございます。

ご質問の船頭さんに対するこれは金銭的な支援ということなののでしょうか、その辺については関係機関とも相談しながらちょっと検討、研究をしてみたいというふうを考えてございます。

以上です。

○森田義昭委員長 本間委員。

○本間 清委員 この揚舟事業、板倉町の少ない観光資源の目玉とも言っていると思うのです。といいますのは、先ほど春と秋に2回やっていると言いましたけれども、去年度はたしか1,000人近く集客があったと思います。ぜひこれを継続させるためには、極端な話、町の職員が行って、船頭さんにはすぐにはなれないわけです。そういった方を大切にさせていただいて、そういった方の下で、また育成者ができればいいなと思うのです。それにはやはり何らかの支援ということを考えていただければと思う次第です。よろしく願いいたします。

○森田義昭委員長 伊藤産業振興課長。

○伊藤良昭産業振興課長 揚舟運航事業の継続につきましては、担当係のほうには運航の航路の短縮ですとか

変更、また完全な今人力、竹ざお一本で運航しておりますけれども、それを動力化、モーター付で、例えば帰りだけでも、上りだけでも動力化できないかというようなところまで研究のほうを指示をして、関係法令、今当たっているところがございますが、なかなか舟の船検、車でいう車検制度みたいなものが、エンジンをつけますとそういう制度も入ってきまして、エンジン付でお客さんを乗せて有料で運航することに対して、制度的にちょっと厳しい条件が入ってくると、これまでのような運航は非常に厳しいというようなところが今明らかになってきているところがございます。

その中で来年実施するかどうかについては、きちんと見極めていきたいと。船頭さんのいわゆる負担を軽減する意味で、そのような研究もしているところございまして、今後さらに見極めてまいりたい、そのように考えているところがございます。

以上です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

根岸企画財政課長。

○根岸光男企画財政課長 先ほどの今村委員の関係でありますけれども、まだちょっと今詳しいことは調べておりますが、県から来ている資料によりますと、社会福祉費や地域社会再生事業費、これが新設になったようでありますけれども、また幼児教育・保育の無償化に要する経費が増加をしているということで、全体額は増加したというコメントはあるのですが、その辺の中身についてはもうちょっと今調べておりますので、この後、報告したいと思いますので、それは後ほどということで了解いただきたいと思います。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

今村委員。

○今村好市委員 町の財政の収入の主なものは、やっぱり残念ながら町税と地方交付税に頼らざるを得ないというふうに思いますので、安全を見ることは大事なのですが、できるだけ国、県との、相手が国、県ですから、お金を出すということは一つの大きなやっぱり指標があったり、基準があったり、それに基づいて公平に出してきているのだと思いますので、突発的に何か起きて、では逆に今回1億7,000万円も減額ですよということになった場合、大変なことになってしまいますので、国の地方財政計画なり国の動向を的確に把握をして、きちんと判断をしていかないと、場合によっては大きな歳入欠陥を起こす可能性もありますので、当初予算においてはやっぱりできるだけ正確な数字を計上できるようにお願いをしたいと思います。

これ、どれだけ安全を見ているのですか。例えば、数字的に算出したものの90%を見ているとか、85%を見ているとか、その辺はわかりますか。

○根岸光男企画財政課長 ちょっとそれも含めて今分かりませんので、確認をさせていただきます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

小野寺健康介護課長。

○小野寺雅明健康介護課長 お世話になります。それでは、議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ188万円を追加し、予算の総額を1億6,671万5,000円に増額するものでございます。

2ページから5ページにつきましては、先ほど提案理由でご説明申し上げましたので省略をいたしまして、6ページをお願いしたいと思います。歳入でございます。1款1項1目2節の現年度分普通徴収保険料から54万5,000円の減額です。こちらは、この後に説明をします前年度繰越金等の歳入により、保険料につきましては今の段階では不確定でございますので、調整のための減額をするものでございます。

次に、3款1項1目1節事務費繰入金に52万8,000円の追加です。こちらはシステム改修委託料と国庫補助金の差額を繰り入れるものでございます。

次に、2目1節保険基盤安定繰入金から10万8,000円の減額です。こちらは繰入額確定に伴う減額でございます。

次に、4款4項1目1節雑入に46万4,000円の追加です。こちらは広域連合の決算確定に伴う事務費負担金の精算金です。

次のページをお願いいたします。5款1項1目1節繰越金に140万9,000円の追加です。こちらは前年度決算確定による歳入歳出の差引残額を追加するものでございます。

次に、6款1項1目1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に13万2,000円の追加です。こちらはシステム改修に必要な経費の一部を国が補助するものです。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款2項1目12節委託料に66万円の追加です。こちらは課税基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引上げ等に関しますシステム改修業務委託料の追加でございます。

次に、2款1項1目18節負担金、補助及び交付金から10万8,000円の減額です。こちらは広域連合に納付する保険基盤安定制度負担金確定に伴う減額でございます。

次のページをお願いいたします。3款2項1目27節繰出金に132万8,000円の追加です。こちらは令和元年度決算確定に伴います一般会計から繰り入れた事務費等の精算をするものです。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について審査を行います。担当課長からの説明をお願いいたします。

小野寺健康介護課長。

○小野寺雅明健康介護課長 引き続きましてよろしく申し上げます。議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ644万9,000円を追加しまして、予算の総額を21億5,023万4,000円に増額するものでございます。

2ページから5ページにつきましては、提案理由と同じとなりますので省略をいたします。

6ページをお願いしたいと思います。歳入でございます。1款1項1目1節医療給付費分現年課税分から2,553万円、次の2節後期高齢者支援金分現年課税分から923万2,000円、次の3節介護納付金分現年課税分から467万1,000円、合計しまして3,943万3,000円の減額でございます。こちらは当初予算額が現在の調定額から推計しまして減額が見込まれることから、減額するものでございます。

次に、3款1項1目災害臨時特例補助金に167万1,000円の追加です。こちらは新型コロナに伴う国保税減免分の10分の6の国庫補助金です。

次に、2目社会保障・税番号システム整備費補助金に33万円の追加です。こちらは当初は3分の2の補助を見込んでおりましたが、全額補助となったため、追加するものでございます。国保のオンライン資格確認のための改修の費用です。

次のページをお願いいたします。4款1項1目2節特別交付金から214万3,000円の減額です。内訳としまして、説明欄をお願いいたします。保健事業分354万7,000円の減額です。こちらは新型コロナの影響で特定健診受診率向上事業がございまして、その中止に伴います減額でございます。

次に、国保税減免分140万4,000円の追加です。こちらは国保税の減免分の現年度分については10分の4、過年度分について10分の10ということで、先ほどの災害の臨時特例補助金と合わせまして国から10分の10の補助ということになっております。

次に、6款1項1目1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）に583万8,000円の追加です。繰入額確定に伴う増額でございます。

2目保険基盤安定繰入金（保険者支援分）から82万2,000円の減額です。こちらも繰入額確定に伴います減額でございます。

3目職員給与費等繰入金から33万円の減額です。説明欄をお願いします。社会保障・税番号制度システムの整備費繰入金です。こちら全額国庫補助対象となったため、繰入れを減額するものでございます。

次に、5目財政安定化支援事業繰入金に30万2,000円の追加です。こちらも繰入額の増額が見込まれます



ので、増額するものでございます。

次に、6目その他一般会計繰入金から41万2,000円の減額です。説明欄をお願いします。福祉医療ペナルティ分繰入金です。繰入額の確定に伴います減額でございます。

次のページをお願いします。6款2項1目1節国民健康保険基金繰入金に1,640万円の追加でございます。こちらは先ほどの国保税減額に伴います財源確保のために、基金の繰入金を増額するものでございます。

次に、7款1項2目1節その他繰越金に1,505万1,000円の追加です。こちらは前年度決算の確定に伴います歳入歳出差引残額を追加するものでございます。

次に、8款4項5目1節雑入に999万7,000円の追加です。こちらは国保連合会に令和2年3月に概算で支払った診療報酬の余剰金の精算のための追加でございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。6款1項1目12節委託料から354万8,000円の減額です。こちらは新型コロナの影響で中止としました特定健診受診率向上支援事業委託料を減額するものでございます。

次に、9款1項5目22節償還金、利子及び割引料に999万7,000円の追加です。こちら群馬県から令和2年3月に概算交付を受け、国保連合会に支払いました保険給付費交付金の精算による余剰金を歳入で受けまして、群馬県に返還するため追加するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご採択賜りますようよろしくお願いをいたします。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

小野寺健康介護課長。

○小野寺雅明健康介護課長 引き続きよろしくお願いします。議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ185万円を追加しまして、予算の総額を12億8,771万円に増額するものでございます。

2ページから5ページにつきましては、提案理由と同じとなりますので、省略をいたします。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料から95万4,000円の減額です。こちらは新型コロナの影響により、一定程度収入が下がった第1号被保険者に対して

行った保険料減免による減額でございます。

次に、3款2項1目調整交付金に38万2,000円の追加です。こちら減額しました保険料の10分の4を国が補助するものでございます。

次に、4目保険者機能強化推進交付金に306万6,000円の追加です。こちらは交付額確定に伴います追加でございます。

次に、5目介護保険事業費補助金、1節介護保険システム改修事業費補助金に82万5,000円の追加です。こちらは介護保険第8期計画に向けた制度改正等に対応するために、システム改修費を国が2分の1補助するものでございます。

次に、6目介護保険保険者努力支援交付金に290万円の追加です。こちらは交付額確定に伴う追加でございます。

次に、7目介護保険災害等臨時特例補助金に57万2,000円の追加です。こちらは減額しました保険料の10分の6を国が補助するものでございます。

次のページをお願いします。7款1項5目2節事務費繰入金に102万5,000円の追加です。こちら内訳としまして、先ほどのシステム改修費の2分の1が町分として82万5,000円、新型コロナ対策緊急包括支援事業として国から町の地域包括支援センターの衛生用品等の購入の費用としまして一般会計に補助金が出ますので、それに町分を加えまして20万円の合計102万5,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、7款2項1目介護保険基金繰入金から596万6,000円の減額です。こちらは先ほど説明しました保険者機能強化推進交付金306万6,000円と保険者努力支援交付金290万円、合計しますと596万6,000円の歳入がありましたので、その分を減額するものでございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。1款1項1目12節委託料に165万円の追加です。こちら先ほど歳入で説明しました介護保険制度改正に対応するためのシステム改修委託料の追加でございます。

次に、5款3項1目10節の需用費に20万円の追加でございます。こちら先ほど歳入で説明しました新型コロナ対策緊急包括支援事業としまして、町の地域包括支援センターの衛生用品等を購入する費用として追加するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 では、1つだけ。先ほどからコロナに対する補助金が入っておりますが、具体的な使い道というのは国から来ているのですか。

小野寺健康介護課長。

○小野寺雅明健康介護課長 補助金といいますと、この緊急包括という20万円ですか。

○森田義昭委員長 その緊急というのは、具体的に中身というのは。

○小野寺雅明健康介護課長 20万円分の中身ですか。

○森田義昭委員長 そう。

○小野寺雅明健康介護課長 こちらにつきましては衛生用品等必要なものをということで、補正をしまして

国から一般会計に入ってきますのが、14万8,000円が一事業所として地域包括支援センターに入ってきますので、一般会計のお金を少し加えまして15万円程度の衛生用品、消毒液とかそういった包括支援センターの職員が使うマスクとかを今後検討しまして、補助金の範囲内、範囲内というか、範囲をちょっと超えたぐらいで購入をしていきたいというふうに考えております。具体的にはまだです。

○森田義昭委員長 分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。  
原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、根岸企画財政課長より説明があります。

○根岸光男企画財政課長 先ほどの今村委員の質問に対して、回答はいまだできていない状況でありますけれども、すぐに出ないような内容でありますので、ちょっと調べさせていただいて、はっきりしたものをもしよろしければ明日の委員長報告の前に説明をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

〔「今ので……」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 では、そのようにお願いいたします。

○根岸光男企画財政課長 よろしくお願いたします。

○森田義昭委員長 以上で、本委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。

委員各位の慎重なご審査、また執行部の皆様によるご説明、誠にありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○森田義昭委員長 以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時31分）